

令和元年6月11日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03215

研究課題名(和文) 戦時体制下の官製運動における生活改善指導と通俗教育の交差に関する民俗学的研究

研究課題名(英文) Folklore research on the intersection of life improvement instruction and social education in government-made movements under the wartime regime

研究代表者

和田 健 (WADA, KEN)

千葉大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：20292485

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、農山漁村経済更生運動および生活改善運動が行った生活改善事項のあり方について検討を行った。1930年代における国家による民俗慣行への介入について、その実態を明らかにして検討を行った。それにより集落のなかで率先して生活改善に取り組んでいる例では、規約による明文化と近隣のつきあいによる相互扶助を徹底させて、生活改善を実行する傾向が強いことが明らかになった。また通過儀礼の民俗慣行については、陋習と見なす事例を具体的に示し、廃止にすべきであるという指導を行っている。また衣食住や衛生の改善に取り組む例も多く、婦人服や児童服の普及そして便所の改善も進められていた実態が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、国家による民俗慣行への緩やかな介入の実態について明らかにすることができた。成果について整理すると以下の2点にまとめられる。ひとつは、冠婚葬祭に関わる通過儀礼について、非合理的とされる生活習俗については「陋習」と否定し、その廃止を徹底させる指導をしている。しかしその指導は強圧的なものではなく村や組による相互監視のなかで確守を迫る手法を明らかにできた。もうひとつは、このような生活改善指導により作られた民俗慣行が現在にも伝承されている例が多いことが明らかになったところにある。戦時体制下直前にあたる1930年代が、民俗変容を考える上で重要な時代であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examined the way of life improvement items performed by the rural village economic reform movement and the life improvement movement. The state of the country's intervention in folk practices in the 1930s was clarified and examined. As a result, in the case of taking initiative in life improvement in the village, it became clear that there is a strong tendency to carry out life improvement by making sure that the clear culture by the rules and the mutual support by the relationship between the neighbors are thorough. In addition, about folk customs of passage ceremonies, we give an instruction that we should show the case to be regarded as habitation concretely and should abolish. In addition, there were many cases that worked on the improvement of food, clothing and shelter and hygiene, and it became clear that the actual situation was also progressed with the spread of women's and children's clothes and the improvement of toilets.

研究分野：民俗学

キーワード：生活改善指導 民俗慣行 農山漁村経済更生運動 官製運動 通俗教育 通過儀礼 陋習

1. 研究開始当初の背景

公的施策による国民の生活習俗に関わる指導については、1900年代当初の地方改良運動を画期とした研究で、模範町村における町村是の編纂や勤勉貯蓄の奨励などに関連して幅広く研究対象となっている。また近年では1920年代における民力涵養運動も射程に入れた国民儀礼の考察(例えば岩本通弥『可視化される習俗 民力涵養運動期における国民儀礼の創出』『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集 2008年)そして戦後の新生活運動における各農村の生活改善向上に関わる各論的検討も公刊されている(例えば田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村運動の生活改善事業と新生活運動』2011年 農文協)。これらに関連して1920年代から戦後までと時代の幅は広いが生活改善運動(栄養指導などの食生活改善、膳椀などの共同管理、香典の金額を規約で定めるなど)を画期とした研究も民俗誌的研究の中で行われている。さらに最近では農山漁村経済更生運動(1932~43年、以下「経済更生運動」と略す)における満州移民の奨励に関わる研究も多様化しており、各地で多様な移民奨励の状況であったかが明らかになってきている(例えば、長野県における満州移民奨励と経済更生運動との関わりにおける業績として、小林信介『人びとはなぜ満州へ渡ったのか 長野県の社会運動と移民』2015年 世界思想社、があげられる)。

官製運動と絡んだ民俗研究について、申請者は、「農民精神の作興」を掲げた経済更生運動初期における1932年~1937年までの生活改善指導に関わる実態について、更生計画書の分析および更生指定村における民俗調査によりその実態分析を行ってきた(和田健1, 2, 3, 4, 5。なお茨城県における経済更生運動と満州移民の状況を交差させたものは、和田健1に記した)。これまでの分析の成果をまとめると、特に旧来の生活習俗を模範的と見なすあり方(相互扶助・隣保共助・協同労働といった旧来の協同を伴う民俗的慣行の奨励など)が奨励され、ひいてはそれをもとにむらの団結意識を喚起し、国家レベルの体制に組み込む礎が作られたと考えている。そのことに関わる予備的考察と仮説について、申請者は経済更生運動の母体である農村更生協会における初期の活動指針について『村』(改題前は『農村更生時報』、以下本雑誌に関わる表記は『村』と記す)の分析考察および記述内容のデータベース化を行ってきた(和田健5)

(参考文献)

1. 和田健「弊風とされた民俗 - 更生計画書、生活改善規約に記載され改善を求められた社交儀礼 - 」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第44号)221-256頁 2015年
2. 和田健「生活改善規約を持った更生指定村 - より強化された生活習俗の系統化 - 」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第43号)91-119頁 2014年
3. 和田健「農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる生活習俗・社会教化の諸相 - 昭和9年度更生計画書を中心に - 」千葉大学文学部編・発行『人文研究』第41号)83-104頁 2012年
4. 和田健「石黒忠篤と民俗学周辺」(国立歴史民俗博物館編・発行『国立歴史民俗博物館研究報告』第165集)117-139頁 2011年
5. 和田健「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行 - 昭和八年茨城県更生指定町村38の事例から - 」千葉大学文学部編・発行『人文研究』第40号)133-155頁 2011年

2. 研究の目的

これまでの研究成果を踏まえて、申請者は今までの研究課題遂行の中で得たデータをもとに、1940年代前後における戦時体制下の中で、日常の生活習俗が具体的にどのように形作られ、むらの協同団結のもととなってきたかを明らかにしていくこととした。具体的な作業として、「農村更生協会、生活改善同盟会そして産業組合中央会が公刊した機関誌、啓発(啓蒙)書を中心としたメディアの分析」と「経済更生指定町村において生活改善規約を先取りして活動したむらの民俗誌的記述」を目指す研究を行ってきた。

3. 研究の方法

農村更生協会、生活改善同盟会そして産業組合中央会が公刊した機関誌、啓発(啓蒙)書を中心としたメディアの分析

申請者はすでに経済更生運動における機関誌『村』が果たした農村指導者層への啓発(啓蒙)の意味について、特に早川孝太郎が編集に関わった1937年(日中戦争勃発)以降の言説を中心に考察した(研究業績和田健14参照)。そして生活改善同盟会による啓発(啓蒙)である『生活改善の菜』『農村生活改善指針』における通俗教育からの生活習俗改善の背景について考察した。申請者は、伝統的慣行(例えば相互扶助の精神を喚起し無償労働をもとにした手伝いをすることや冠婚葬祭の互助を組織立てて合理的に運営していくことなど)の「美風」化や「陋習」の改善を促進させるためには、村内の小集団(例えば農家実行組合、青年団、女子青年団)の組織化が生活改善指導の基盤となるということがいくつかの事例で明らかにしてきた。

またこれまで申請者は『村』『生活』といった官製運動における機関誌について、渉猟と分析を行ってきている。しかしながらこの2誌だけでは十分な考察とはいえず、特に同時期にも公刊されていた産業組合中央会機関誌『家の光』は、経済更生運動での生活習俗への言及と重複する点はあるが、むら内で規約を作ることや社交儀礼、栄養指導、衛生改善含めて、より多岐にわたる具体的な生活改善指針を出しており、三者の交差する生活習俗に対する啓発（啓蒙）のあり方を考察する必要性を感じている。そこで、今まで申請者が行ってきた『村』『生活改善』双方の機関誌の分析を行い、合わせて『家の光』の生活改善指針も確認をし、時体制下の農山漁村における生活改善指導におけるメディアの役割を考察した。特に生活改善同盟会刊行の機関誌について、他の2つの団体（農村更生協会および家の光協会）との違いの確認を行った。

経済更生指定町村において生活改善規約を先取りして活動したむらの民俗誌的記述

申請者は、ここまでの研究で経済更生指定村になる前から生活改善同盟会の指導に基づいた活動を行っている例を抽出し、引き続き具体的な検討作業に取りかかった。特に本申請課題では、これまで行ってきた茨城県水戸市（旧常澄村下大野地区）、茨城町（旧長岡村地区）、土浦市（中家地区）におけるむら内に見られる生活互助の変化について、本研究で対象とした生活改善指導との関わりで記した。

4. 研究成果

においては、この当時重層して農山漁村に浸透をした官製運動のあり方それぞれに微妙な違いがありながら、同時代的に人々に伝えられたことが分かる。

例えば経済更生運動における更生計画書を渉猟すると、各指定町村により徹底度の度合いが違ふ。特に生活改善同盟会との関わりで集落をあげて生活改善規約を作り、確守徹底をしていたところは、その集落を越えて行政村全体に波及させる展開になって例も多い。またそのような集落は、当時産業組合の組織率が高く、産業組合報国会が編集刊行する『家の光』の購読率も高い。そして各集落の取り組みのなかで徹底して生活改善指導をすすめていく集落には、それを先導する積極的な指導者が存在していることが大きいとみられた。また生活改善同盟会の取り組みにおいては、民俗慣行への改善を目指す介在もあるが、衛生そして衣食住のあり方についての提案が広げられたという側面も大きい。

においては、対象とする地区において、冠婚葬祭の通過儀礼に関わる民俗慣行のあり方について検討を行い記述した。特徴的なのは、この当時経済更生運動より前から茨城県単位で実施されていた共同葬具の管理と行政町村全体への実施と徹底が特徴的である。例えば「共同使用葬具を設備し使用料を一円以内とし之を貯蓄し葬具の改造修繕などの費用に当つ……（中略）……手伝への酒代は当家へ引き渡すこと但し部落の習慣により其の幾分を共同器具購入費に積み立つるも妨げなし」（長岡村）のように、共同葬具の組織化をすでに整備していた長岡村の場合は、その管理運営の具体的なあり方まで更生計画書には記されており、生活改善の従前寄りの取組に経済更生運動での取組が重層している例ともいえる。また献酬の廃止を徹底する生活改善指導においては、生活改善同盟会が出した指導書『生活改善の菜』で記された「宴会に関する事項」で、「飲酒の必要なき場合は、予め酒杯を伏せて無駄に酒を注がしめぬ様にし、且つ酒杯の献酬を廃止 挙杯を持って之に代えること」とあるが、経済更生運動においては例えば「献酬を行ふは衛生思想涵養の強調点と矛盾するに付之を廃止すること」（稲敷郡浮島村）とあり、節酒や献酬といった飲酒慣行への生活改善がより具体的になって示されているところも大きな特徴であると指摘できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

1. 和田健「村入りを促進し新旧住民の新たなつきあいを構築する民俗学的方策の覚書」千葉大学国際教養学部編・発行『国際教養学研究』第3号 2019年3月65-79頁）査読有
2. 和田健「改善を提言される衛生と民俗 生活改善同盟会指導書からの考察」（千葉大学国際教養学部編・発行『国際教養学研究』第2号 2018年3月25-45頁）査読有
3. 和田健「改善を提言される婚姻・葬送習俗 - 生活改善同盟会指導書からの考察 -」（『国際教養研究』第1号 千葉大学国際教養学部編・発行 2017年3月1-13頁）査読有

〔学会発表〕(計1件)

1. 和田健「村入りを促進し新旧住民の新たなつきあいを構築する民俗学的方策」（千葉歴史学会民俗部会例会研究報告 2018年）

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕
該当なし

〔その他〕

ホームページ等
<https://kenwada.jp/>

6. 研究組織

- (1)研究分担者 なし
- (2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。